

上場株式等に係る配当所得等に関する個人住民税の課税誤りについて

個人住民税（市民税・県民税）について、「特定配当等に係る所得及び特定株式等譲渡所得」（以下「上場株式等に係る配当所得等」という。）の取扱いの誤りにより、課税誤りがあることが判明しました。

本件につきまして、市民の皆様にご迷惑をおかけし、深くお詫び申し上げます。

1 事案の概要

個人住民税の税額は、確定申告書が提出された場合、原則として確定申告書に記載された内容に基づいて算定します。

上場株式等に係る配当所得等の税額算定については、平成15年の地方税法改正により関係法令が整備され、平成17年度以降は、個人住民税の納税通知書送達後に上場株式等に係る配当所得等に関する確定申告書が提出された場合でも、個人住民税の税額算定には当該上場株式等に係る配当所得等を反映しないこととされました。

しかし、平成17年度以降も、納税通知書送達後に確定申告書が提出された場合、申告内容に基づいて上場株式等に係る配当所得等を個人住民税の税額算定に反映するものとして、誤って課税していました。

このたび、他の市区町村で課税誤りが判明したことから、本市の状況を確認したところ、同様の誤りがあることが判明したものです。

2 対象件数

個人住民税の納税通知書送達後に、上場株式等に係る配当所得等に関する確定申告書を提出された方が対象となります。

【正しく税額算定をした場合】

税額が増額となる方 19人、24件、総額 198,188円（平成28～30年度分）

税額が減額となる方 25人、41件、総額 252,825円（平成26～30年度分）

地方税法の規定により、増額は過去3年度分、減額は過去5年度分が対象となります。

3 今後の対応

課税誤りにより課税額が変更となる方には、個別に連絡等をした上で、お詫びの文書とともに納税通知書等をお届けし説明するなどして、丁寧に対応します。

なお、個人住民税の課税状況に基づいて算定している国民健康保険税や介護保険料等に影響する場合がありますので、影響の有無や状況に応じ、対応してまいります。

4 再発防止策

税制改正に伴う法令等の解釈や処理方針の作成に当たっては、関係機関への照会等により事務処理に万全を期すとともに、職員の専門知識の習熟に努め、法令に基づいた適正な税の賦課事務の執行に努めてまいります。

問合せ先
市民税課
直通電話 042(769)8221
対応責任者 臼井 安部